

令和 6 年度名古屋市教育委員会第40号議案

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第 1 に掲げる事務並びに別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報をも定める規則案について

1 制定の趣旨

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（以下「条例」といいます。）の規定に基づき、個人番号の利用に関し、新たに教育委員会規則を制定します。

2 主な内容

- (1) 個人番号を利用して、他の行政機関等から必要な特定個人情報の提供を受けることを可能とするため、条例別表第 1 に規定する教育委員会規則で定める事務を定めます。（第 1 条～第 5 条関係）
- (2) 個人番号を利用して、同一執行機関の他の個人番号利用事務が保有する特定個人情報の利用を可能とするため、条例別表第 2 に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報を定めます。（第 6 条・第 7 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4 規則案

別紙のとおり

（令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課）



名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報情報を定める規則をここに公布する。

令和7年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1に掲げる事務並びに別表第2に掲げる事務及び特定個人情報情報を定める規則

(条例別表第1に規定する教育委員会規則で定める事務)

第1条 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（令和5年名古屋市条例第46号。以下「条例」という。）別表第1の42の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）第4条の規定による就学援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第2条 条例別表第1の43の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、名古屋市奨学金条例（平成29年名古屋市条例第18号）第5条の規定による奨学金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の44の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、名古屋市入学支援金条例（令和7年名古屋市条例第 号）第5条の規定による入学支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第4条 条例別表第1の45の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、名古屋市特別支援教育就学奨励費支給要綱による特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の48の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない又は記録されていなかった者をいう。以下同じ。）の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とする。

（条例別表第2に規定する教育委員会規則で定める事務及び情報）

第6条 条例別表第2の59の項に規定する教育委員会規則で定める情報は、住登外者に係る氏名、性別、生年月日及び住所とする。

第7条 条例別表第2の60の項に規定する教育委員会規則で定める事務は、住登外者の識別番号、氏名、性別、生年月日及び住所を用いた当該住登外者の管理及び特定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、住登外者に係る氏名、性別、生年月日及び住所とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。